

## 1．政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	公認会計士監査制度の整備・改善
<b>15年度 重点施策</b>	公認会計士監査制度に関する政省令の整備
<b>参考指標</b>	公認会計士監査制度に関する政省令の整備状況

## 2．政策の目標等

<b>法定任務</b>	預金者、保険契約者、投資者等の保護
<b>基本目標</b>	国民が金融サービスを適切に利用できること
<b>重点目標</b>	企業内容の情報開示が十分行われていること

## 3．政策の内容

証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、財務諸表等の信頼性を担保するための制度としての公認会計士監査を一層充実させ、厳格な監査を実施することが必要であるとの認識が従来以上に社会に浸透してきていること、とりわけ、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいては我が国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、公認会計士監査制度を充実・強化し、その国際的な信頼の向上を図っていくことが強く求められてきています。従ってこのような観点から公認会計士監査制度を見直す必要があります。

公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備を図るため、公認会計士法施行令（平成16年4月1日施行分）、公認会計士法施行令（平成18年1月1日施行分）、その他関係政令及び内閣府令の改正を行うこととしました。

## 4．現状分析及び外部要因

監査制度及び試験制度に関しては、平成12年6月に公認会計士審査会から公表された「監査制度を巡る問題点と改革の方向～公認会計士監査の信頼の向上に向けて～」及び「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」により、公認会計士監査制度に係る諸制度について具体的な問題点を指摘するとともに、解決の方向性が示されました。

さらに、13年1月、金融審議会総会において、内閣総理大臣及び金融庁長官から、「公

認会計士制度を取り巻く環境の変化を見据え、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項について、審議を求める。」との諮問を受けて、金融審議会に公認会計士制度部会が設置され、13年10月に、より実務的かつ専門的な視点から調査・検討を行う必要があるとの認識の下に監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループが設置されました。ワーキンググループでは、12年6月の中間取りまとめに盛り込まれた事項も参考に、新たに審議すべき事項を含め、これまでの幅広い見地から議論が行われ、14年12月に金融審議会公認会計士制度部会報告として「公認会計士監査制度の充実・強化」が取りまとめられました。

同報告を踏まえ、15年5月に「公認会計士法の一部を改正する法律」が成立しました。

## **5. 事務運営についての報告及び評価**

### (1) 事務運営についての報告

公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う政令の改正の概要

ア. 「公認会計士法施行令の一部を改正する政令」(平成15年12月19日公布、平成16年4月1日施行)

公認会計士等の独立性の強化に関連する所要の規定の整備を行いました。主なものは以下のとおりです。

- (ア) 公認会計士等に係る著しい利害関係がある場合には、監査証明業務を行ってはならないとされていますが、その適用除外となる関係等を規定しました。
- (イ) 監査証明業務と非監査証明業務の同時提供の禁止及び継続的監査の制限等を受ける対象である「大会社等」の範囲を明確化しました。
- (ウ) 継続的監査の制限に関して、連続する会計期間の上限を7会計期間とし、連続する会計期間経過後の監査関連業務の禁止期間を2会計期間としました。

イ. 「公認会計士法施行令の一部を改正する政令」(平成15年12月25日公布、平成18年1月1日施行)

公認会計士試験制度の見直しに関連する所要の規定の整備を行いました。主なものは以下のとおりです。

- (ア) 改正法による第1次試験の廃止に伴い、第1次試験の免除に関する規定を削除しました。
- (イ) 専門職大学院で一定の学位を修得した者には、その申請により、短答式試験科目のうち財務会計論、管理会計論及び監査論を免除することとしました。
- (ウ) 上場会社等において、会計又は監査に関する事務又は業務で通算7年以上従事した者には、その申請により、短答式試験科目のうち、財務会計論を免除す

ることとしました。

- (エ) 企業会計の基準あるいは監査基準の整備改善に従事した者で、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者には、論文式試験科目のうち、会計学あるいは監査論を免除することとしました。

#### 主な内閣府令の改正の概要

- ア。「公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成 15 年 12 月 25 日公布、平成 16 年 4 月 1 日施行)

大会社等に対する監査証明業務との同時提供が禁止される非監査証明業務、監査証明業務が禁止される公認会計士等と被監査会社等間での著しい利害関係等を規定しました。

- イ。「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成 15 年 12 月 25 日公布、平成 16 年 4 月 1 日施行)

改正法による指定社員制度の導入を受け、指定証明の場合の監査証明書等への指定社員の自署・押印に関する規定、監査概要書の様式の中での指定社員の記載、監査証明業務及び非監査証明業務の報酬の記載等の規定を加えることとしました。

- ウ。「日本公認会計士協会に関する内閣府令」(平成 16 年 3 月 24 日公布、平成 16 年 4 月 1 日施行)

改正法による日本公認会計士協会が行う監査法人等への品質管理レビューを公認会計士・監査審査会がモニタリングする制度の導入を受け、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果の報告頻度及び報告事項等を規定しました。

- エ。「公認会計士試験規則の全部を改正する内閣府令」(平成 16 年 3 月 25 日公布、平成 18 年 1 月 1 日施行)

改正法による公認会計士試験制度の大幅な見直しを受け、公認会計士試験の各試験科目について、内閣府令で定めることとされた分野又は試験科目の範囲等を規定しました。

- オ。「監査法人に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 3 月 19 日公布、平成 16 年 4 月 1 日施行)

改正法による監査法人の設立等の認可制の届出制への変更を受け、監査法人の成立、定款変更等の届出に関する所要の規定の整備及び業務管理体制の整備についての要件等を規定しました。

#### 公認会計士・監査審査会の事務局設置等の体制整備等

平成 16 年 4 月 1 日に、改正公認会計士法に基づき、会長 1 名及び常勤 1 名を含めた計 9 名の委員から構成される公認会計士・監査審査会の発足に伴い、事務の円滑

な実施のため、専属の事務局を整備しました。

この事務局は、事務局長、公認会計士等に対する懲戒処分の調査審議及び公認会計士試験に係る事務を担当する「総務試験室」、日本公認会計士協会の行う品質管理レビューのモニタリングに係る事務を担当する「審査検査室」で構成され、平成 16 年度末で総計 40 名の定員を確保しています。

なお、今般、公認会計士・監査審査会において、モニタリングにかかる審査基本方針等が定められ(平成 16 年 6 月 29 日、「監査の信頼性確保のために - 審査基本方針等 - 」)「審査検査室」では、これに基づきモニタリングに係る事務を行うこととされました。

公認会計士法の改正を踏まえ、公認会計士試験の実施について、公認会計士審査会(平成 16 年 4 月 1 日より、公認会計士・監査審査会に改組)の下に新公認会計士試験実施に係る準備委員会を設置し、平成 15 年 8 月 7 日の第 1 回会合以来 7 回に渡る検討を行いました。検討結果を踏まえ、「改正公認会計士法における公認会計士試験の実施について」をとりまとめました。

また、一定の専門的人材育成の教育課程修了者に対する公認会計士試験の試験科目の一部免除について、金融審議会公認会計士制度部会に専門職教育課程についてのワーキングチームを設置し、15 年 8 月 8 日の第 1 回会合以来 5 回に渡る検討を行いました。検討結果を踏まえ、「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」をとりまとめました。

#### 平成 15 事務年度の実施状況

- ・ 公認会計士審査会新公認会計士試験実施に係る準備委員会の審議経過  
第 1 回(平成 15 年 8 月 7 日開催)～第 8 回(平成 15 年 12 月 18 日開催)
- ・ 金融審議会公認会計士制度部会専門的教育課程についてのワーキングチーム  
第 1 回(平成 15 年 8 月 8 日開催)～第 5 回(平成 15 年 11 月 4 日開催)

#### (2) 評価

公認会計士法の一部を改正する法律に基づく公認会計士等の独立性の強化、監査法人等に対する監視・監督体制の強化など公認会計士監査制度の見直しは、以下のような成果が期待されます。

公認会計士等の独立性の強化

監査の適正性を確保するための公認会計士及び監査法人の被監査企業からの独立性の強化に寄与するものと思われます。

監査法人等に対する監視・監督体制の強化

日本公認会計士協会の品質管理レビューのモニタリングの導入などを通じ、監査

法人等の監視・監督体制の強化に寄与するものと思われま

す。

公認会計士試験制度の見直し

社会人を含む多様な人材が受験しやすい試験制度へ見直すことにより、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家を多数確保していくことに寄与するものと思われま

す。

また、公認会計士制度についての制度改正に伴う積極的な広報等により、公認会計士に関する国民の認識も深まった結果、平成 16 年度の公認会計士試験の 2 次試験受験者が前年の 14,978 名から 16,310 名と前年度に引き続き増加し、一定水準の能力を有する公認会計士が多数輩出されることにつながっていくと思われま

## **6．今後の課題**

公認会計士法の一部を改正する法律、関係政令及び関係内閣府令の改正に伴い、公認会計士監査制度の充実強化が図られているところです。今後も、「会計士補等実務補習規則」等、平成 18 年 1 月 1 日から実施される新公認会計士試験に係る内閣府令等の改正を行っていく必要があります。また、平成 17 年度において、公認会計士等の懲戒処分に係る調査体制の充実強化を図るため、定員及び予算を要求する必要があるほか、公認会計士試験実施体制の充実強化のため、定員要求を行う必要があります。

## **7．当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## **8．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策評価の把握方法〕

・公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令及び内閣府令の整備状況、公認会計士試験の受験者数の増加状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 公認会計士審査会新公認会計士試験実施に係る準備委員会の開催実績
- ・ 金融審議会公認会計士制度部会専門的教育課程についてのワーキングチームの開催実績

## 10. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室